

各 都道府県・市町村・特別区 母子保健主管部（局）

こども家庭庁成育局母子保健課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

伝染性紅斑の増加に伴う注意喚起について

平素より、母子保健行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
伝染性紅斑の増加に伴う注意喚起について、昨年 12 月 6 日に事務連絡を送付したところですが、令和 7 年 4 月 30 日に公表された 4 月 14 日から 20 日までの 1 週間における定点医療機関（※）からの報告数は過去 10 年間の最高値まで増加しております。

このような感染状況を踏まえ、伝染性紅斑について情報提供を行う厚生労働省のホームページについて、改めて周知いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/fifth_disease.html

特に、過去に感染したことのない女性が妊娠中に伝染性紅斑に感染した場合、胎児にも感染し、胎児水腫等の重篤な状態や、流産のリスクとなる可能性があります。妊婦の方々を感染から守る観点から、妊婦健診における注意喚起等、伝染性紅斑に対する一層の対策の実施をお願いいたします。各都道府県におかれましては、各地域における感染状況等に留意しつつ、管内市町村に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

※ 伝染性紅斑は、感染症発生動向調査では 5 類定点把握疾患に分類され、全国約 3,000 か所の小児科定点からの報告に基づいて動向を収集・分析されている疾患である。

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

TEL：03-6862-0413

E-mail：boshihoken.kakari@cfa.go.jp